

令和2年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日時：令和2年3月25日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

- 議案第1号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 茂原市学校給食施設検討委員会設置要綱及び茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱を廃止する告示の制定について
- 議案第4号 茂原市社会教育委員の委嘱について
- 議案第5号 茂原市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第6号 茂原市文化財審議会委員の任命について
- 議案第7号 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第8号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第9号 令和2年度茂原市の教育方針及び重点施策について

（報告事項）

- 1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について
- 2 教育長職務代理者の指名について
- 3 令和元年度定期監査の結果について
- 4 アレルギー対応食の提供開始及び茂原市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの改訂について
- 5 令和元年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について
- 6 令和元年度3月補正予算の要求について
- 7 令和2年度教育部当初予算について
- 8 行事の共催、後援及び協賛について
- 9 令和2年第5回（4月定例会）及び第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 10 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第9号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和2年第4回（定例会）

- 1 期日 令和2年3月25日（水）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 齋藤 晟
委 員 高貫 裕一郎
委 員 安藤 明子
- 4 出席職員
教育部長 久我 健司
教育部次長（教育総務課長） 渡辺 裕次郎
学校教育課長 保川 浩基
生涯学習課長 佐久間 尉介
体育課長 山本 茂樹
中央公民館長 岡田 公一
美術館・郷土資料館長 三階 英幸
東部台文化会館長 中澤 浩子
学校教育課主幹 金坂 暁
学校教育課主幹 金澤 勤
学校教育課主幹 植草 佳代子
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定
教育長職務代理者 齋藤 晟
委 員 高貫 裕一郎
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、令和2年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）を開会します。本日の出席人数は、4名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「齋藤委員」と「高貫委員」を指定いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が9件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第1号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、学校再編推進室を新設することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは参考資料の「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。

下線のある部分が、改正する箇所でございます。

まず、第13条見出しにおいて、「部、課」の次に「、室」を加えます。

次に、教育総務課の中に、学校再編推進室を新設いたしますので、第13条の第2項を追加いたします。

第14条において、教育部教育総務課の部に学校再編推進室の事務分掌を加えます。

また、臨時等の職員の任用制度変更に伴い、第27条見出しの文言を、臨時又は非常勤の職員に改めます。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第1号について質疑をお願いします。

内田教育長 : よろしいですか。

なければ、議案第1号について採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第2号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第2号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは参考資料の「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。

下線のある部分が、改正する箇所でございます。

第2条第4項において、「非常勤職員」を「非正規職員」に改めます。

また、第3条の2の見出しを「(非正規講師等)」に改め、同条の中で「非常勤講師又は非常勤職員等」を「非正規の講師又は職員等」に改めるものです。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。

高貴委員 : 名称が変わるだけで仕事の内容等は同じでしょうか。

保川 : 基本的には同じです。

学校教育課長 : 名称が変わるということで、先ほどの議案は「臨時又は非常勤」ということでしたが、こちらは「非正規の講師又は職員等」なのですね。

渡辺 : こちらは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によるものです。

教育部次長 : 人事部門との協議により、改正案を作成しております。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第2号について採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市学校給食施設検討委員会設置要綱及び茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱を廃止する告示の制定について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第3号「茂原市学校給食施設検討委員会設置要綱及び茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱を廃止する告示の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市学校給食センターの新設に伴い、関係する要綱の廃止を行うものでございます。

なお、この告示は、公示の日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第3号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 検討委員会とはどういうものでしたか。

久我教育部長 : 学校給食施設検討委員会は齋藤嘉昭先生を委員長としまして、校長会等から選出された方々で構成され、老朽化した給食調理場をどうするか検討したものでございます。

PFI専門委員会は、PFI事業に精通している方をご紹介いただきました。

亜細亜大学の先生、女子栄養大学の先生、千葉大学の経営に精通した先生、市の部長級の2名の5名で構成しております。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第3号について採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「茂原市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第4号「茂原市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市社会教育委員設置条例第1条、第2条及び第3条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、中田文昭氏ほか3名を再任し、舩木易子氏、鈴木守氏、山本珠代氏、藍郷敦子氏を新たに委員として委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第4号について質疑をお願いします。

高貫委員 : 藍郷さんはどういう経緯で推薦されたかをお聞きます。

佐久間 : 前任者から推薦をいただきました。

生涯学習課長

齋藤委員 : 委員長はどなたでしたか。

佐久間 : 中山清志先生になります。

生涯学習課長

齋藤委員 : ありがとうございます。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第5号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

。本案は、茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例第13条及び第14条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、野田秀子氏ほか4名を再任し、江澤いつ子氏を新たに委員として任命するものでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第5号について採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「茂原市文化財審議会委員の任命について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第6号「茂原市文化財審議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市文化財の保護に関する条例第19条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、小川力也氏ほか4名を再任し、加藤正信氏を新たに委員として任命するものでございます。

- 任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。
以上、御審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長： 議案第6号について質疑をお願いします。
よろしいですか。
なければ、議案第6号について採決に入ります。
議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員： 異議なし。
- 内田教育長： 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第7号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 久我教育部長： 議案第7号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
本案は、委員の任期満了に伴い、茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第6条及び第6条の2の規定に基づき、
中村正興氏ほか6名を再任し、豊田洋子氏を新たに委員として委嘱するものでございます。
任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。
以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長： 議案第7号について質疑をお願いします。
よろしいですか。
なければ、議案第7号について採決に入ります。
議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員： 異議なし。
- 内田教育長： 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第8号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 久我教育部長： 議案第8号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市スポーツ推進委員設置規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、工藤轟氏ほか18名を再任、波津久志穂氏を新たに委員として委嘱するものでございます。
任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。
以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長： 議案第8号について質疑をお願いします。
- 高貫委員： 定員はあるのでしょうか。
- 山本体育課長： 茂原市スポーツ推進委員設置規則に基づき30名以内となっております。
- 高貫委員： ということはまだ不足している状態ということでしょうか。
- 山本体育課長： その通りでございます。常時募集しております。
- 高貫委員： わかりました。
- 安藤委員： 20年以上長くされている方について、表彰等の対象になったことはあるのでしょうか。
- 山本体育課長： 県の方で対象となっております。
- 齋藤委員： 委員長はどなたですか。
- 山本体育課長： 伊野幹雄さんになります。
- 齋藤委員： わかりました。
- 内田教育長： 他に発言はありませんか。
なければ、議案第8号について採決に入ります。
議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員： 異議なし。
- 内田教育長： 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第9号「令和2年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。
- 久我教育部長： 議案第9号「令和2年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。
茂原市後期基本計画及び教育施策の大綱に基づいて、教育方針及び重点施策を定め、この方針に基づき各種事業を実施してまいります。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。昨年度から変更している箇所には下線が引いてあります。

令和2年度も引き続き、「人づくり」を中心的課題として捉え、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に事業を進めてまいります。

令和2年度の主な取り組みでございますが、1ページ中段の「(1) 学力の向上」では、次の2ページをご覧ください。特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣、専門家チーム会議などを通して特別支援教育の充実に努めてまいります。茂原市立中学校の部活動では、専門的な指導力を備えた部活動指導員の配置を進め、指導の充実に努めてまいります。

また、情報活用能力の育成のため、ICTを活用した研修を行い、教員の指導力向上を図るとともに、国のGIGAスクール構想の実現に向けた整備事業を活用し、学校のICT環境の整備を推進してまいります。

更に、本市における特色ある教育を推進するため、小中一貫教育構想委員会により、本市の小中一貫教育の方針を確立してまいります。

3ページ中段の「(3) 読書活動の推進」では、次の4ページをご覧ください。「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

次の「(4) 国際理解教育の推進」では、小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実に努めてまいります。

5ページ一番下の「(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実」では、次の6ページをご覧ください。3歳児、小学校に入学する児童、幼稚園や小学校に通う児童を持つ親に子育て等に関する学習の機会を提供し、家庭教育の充実に努めてまいります。

7ページ中段の「(1) 芸術文化の創造と個性の伸長」では、一番下の、美術館において、県内の風景画を紹介する「千葉県ぐるっと途中下車の絵画展」8ページをご覧ください。絵画展等の開催により優れた美術品の鑑賞と発表の機会の充実に努めてまいります。

次の「(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供」では、市民の要望に応じて暮らしに役立つ知識や最新の市政情報を提供する「職員出前講座」の普及に努めてまいります。

9ページ中段の「(4) スポーツ環境の充実」では、市民体育館の大規模改修工事を実施し、利用者の安全性と利便性の向上に努めてまいります。

9ページ下の「(5) スポーツ・レクリエーションの普及」では、総合型地域スポーツクラブの更なる設立に向けて、市内小学校を拠点にタッチバレーボール教室を定期的に行い、設立のきっかけや機運を高めるため、各地域でのスポーツの推進に努めてまいります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 内田教育長 : 議案第9号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : 1ページ目の「令和2年度の取り組み」の中に「移行期間（中学校）」とありますが、どういう意味でしょうか。
- 保川
学校教育課長
齋藤委員 : 来年度から小学校は新学習指導要領が実施されますが、中学校は1年間を置いてのものなので、移行期間が1年あるということです。
- 齋藤委員 : 次のページの「GIGAスクール構想の実現に向けた整備事業」とはどういうものなのでしょうか。予算が関係すると思いますが。
- 保川
学校教育課長 : 今年度の補正予算で来年度へ一部持ち越しというのがありますが、来年度、それぞれの学校に高速ネットワークを設けます。10ギガの線を入れてそのあとに無線LANを設置していこうということで、ネットワーク環境の整備ということになります。
- 齋藤委員 : わかりました。
- 高貫委員 : 4ページの「令和2年度の取り組み」で、昨年までは英語の教科としていましたが、今年からは外国語科ということで、英語以外を取り組むということがあるのでしょうか。
- 保川
学校教育課長 : 今年度は移行期間だったので英語とっていますが、正式には外国語教育というのが学習指導要領の文言となります。外国語科なので色々なものやあって

いいのですが、現実的には英語となります。

等となっているのは、3年生と4年生は外国語活動というものになっており、外国語科ではないためです。

高貴委員 : 8ページですが、昨年までは城西国際大学の公開講座があったのですが、今年はなくなっています。これはなくなったのですか。

佐久間生涯学習課長 : これまでは無償で先生を派遣していただいたのですが、最低でも交通費を支給して欲しいという話がありまして、予算が取れなかったためになくなってしまいました。

新しい取り組みとしてテレビ朝日等で無償でプロデューサーといった方々を派遣していただけますので、昨年はニュースが出来るまでの作り方といったものの等を行いました。

内田教育長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第9号について採決に入ります。

議案第9号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第9号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」説明をお願いします。

佐久間生涯学習課長 : 報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」ご説明申し上げます。

本件は、茂原市民生委員児童委員協議会の役職に変更があったことを受けまして、茂原市青少年問題協議会設置条例第2条第3項の規定に基づき、令和2年3月1日付で、茂原市民生委員児童委員の中村正孝氏を新たに茂原市青少年問題協議会委員に任命したことについてご報告するものでございます。

なお、人気につきまして前任者の残任期間である令和2年3月1日から令和3年3月31日までとなります。以上ご報告申し上げます。

内田教育長 : それでは、報告事項1についてご質問等ございますか。

齋藤委員 : 確認しますが、ここには教育委員会から1人出ていますよね。

佐久間生涯学習課長 : 教育委員さんということで安藤委員にお願いしております。

齋藤委員 : わかりました。よろしく願いいたします。

内田教育長 : よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項2「教育長職務代理者の指名について」説明をお願いします。

渡辺教育部次長 : 報告事項2「教育長職務代理者の指名について」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する教育委員がその職務を行うことと定めており、教育長に事故がある場合などで事務に支障をきたすことがないよう、教育長があらかじめ教育委員の中から教育長職務代理者を指名することとされております。

この規定に基づき、「安藤明子」委員を教育長職務代理者に指名いたしましたのでご報告させていただきます。

教育長職務代理者の任期につきましては、法律で定められていないことから、教育長が新たに教育長職務代理者を指名するまでとさせていただきます。

内田教育長 : それでは、報告事項2についてご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項3「令和元年度定期監査の結果について」説明をお願いします。

渡辺教育部次長 : 報告事項3「令和元年度定期監査の結果について」ご説明申し上げます。

教育委員会の定期監査につきましては、令和元年12月10日から令和2年2月7日まで実施されましたが、「計画された事務事業は順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた」との結果を受けましたことをご報告いたします。

なお、所見の詳細につきましては、お手元の参考資料をご覧ください。

よろしく願いいたします。

- 内田教育長 : それでは、報告事項3についてご質問等ございますか。
- 高貴委員 : 監査の場所は市役所以外にもあるのですか。
- 渡辺 : 全部行くことができませんので、毎年、幼稚園、小学校、中学校から何か所か選びまして順番で行っております。
- 教育部次長 : 議会推薦の監査委員は変わることがありますが、元吉委員は任期が4年ですの
久我教育部長 : でその中で全ての学校を回ることになります。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。
- 保川 : それでは、次に、報告事項4「アレルギー対応食の提供開始及び茂原市学校給
学校教育課長 : 食食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」説明をお願いします。
- 保川 : アレルギー対応食の提供開始及び茂原市学校給食食物アレルギー対応マニ
学校教育課長 : アルの改訂についてご説明させていただきます。
- アレルギー対応食の概要についてですが、昨年9月より稼働した新しい給食セン
ターには、食物アレルギー対応として独立したアレルギー対応食の調理室を
設けております。アレルギー対応食については、今年度当初から「茂原市学校給
食食物アレルギー対応食検討会議」を立ち上げ、校長、教頭、養護教諭、栄養士
の代表の意見をいただきながら、開始の時期や対象とする原因食物、提供方法等
について検討してまいりました。この度、開始時期などが決まりましたのでお知
らせいたします。
- お手元の資料のとおり開始の時期は、令和2年5月から、卵と乳の2品目を両方
取り除いた除去食を提供いたします。対象者は、卵、乳のアレルギーを有し、か
つ、卵、乳以外のアレルギーがない児童生徒としております。
- 提供開始にあたりまして、小中学校の全保護者にアレルギー対応食の概要の
文書を配布し、昨年12月には、保護者説明会を開催いたしました。また、アレ
ルギー対応食を希望する場合には、医師の診断書をもとに各学校で個別面談を行
ったうえで、提供の可否を決定することとしております。
- 次に、茂原市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの改訂についてご説明
いたします。
- アレルギーマニュアルは、平成25年に作成いたしましたが、単独調理場の廃止
及びアレルギー対応食の開始に伴いまして、この度、見直しを行いました。新し
いマニュアルにつきましては、お手元にお配りしております。
- 主な変更内容ですが、一つ目として、学校給食と幼稚園給食を分けて別々にマ
ニュアルを作成いたしました。
- 二つ目は、平成27年に文部科学省から発行されました、「学校給食における食
物アレルギー対応指針」に基づき、内容を見直し、マニュアルとして整備いたし
ました。
- 三つ目は、本年5月から開始するアレルギー対応の実施内容、実施基準、手順
等について規定いたしました。
- 四つ目として、個別面談に使用する様式の見直しを行いました。
- 給食での食物アレルギー対応につきましては、子どもの命に直結することか
ら安全性を最優先に考え、慎重に対応していかなければなりません。食物アレ
ルギーを持つ児童生徒も給食時間を安全に楽しんで過ごせるよう、学校、保護者、
教育委員会、給食センターの連携を密にし、事故のないよう取り組んでまいりま
す。
- 内田教育長 : それでは、報告事項4についてご質問等ございますか。
- 安藤委員 : 既にアレルギーの申し込みをされている方は何名位いるのでしょうか。
- 保川 : 面談自体は各校10人位でしたが、小中併せて2名です。
- 学校教育課長 : 給食費に変更はないのですね。
- 保川 : 牛乳除去等、わかるものに関しては安くなります。後は基本的には同じです。
- 学校教育課長 : 希望しなかったのか、やってもらいたいけど2人しかできなかったのか、どち
内田教育長 : らなのでしょうか。
- 保川 : 茂原市の対応食としては卵と乳しかないのです、結果的にそれを希望されたの
学校教育課長 : は2人ということになります。
- 内田教育長 : ピーナッツとかは希望してもできませんか。

- 保川
学校教育課長 : ピーナッツと蕎麦は非常に強いアレルギーのため、この2品目は来年度以降使わないということで代用するということになります。
今までも蕎麦は抜いていたそうなのですが、来年度からピーナッツも抜くということです。
- 内田教育長 : 海老やカニは対応できないわけじゃないですか。
それは献立を見て入っているものがあつたら、家から弁当を持ってきたりするということなのですね。
- 保川
学校教育課長 : はい。
- 内田教育長 : そういう子が何人位いますか。
- 保川
学校教育課長 : かなりの数はいます。
- 内田教育長 : わかりました。
よろしいでしょうか。
それでは、次に、報告事項5「令和元年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について」説明をお願いします。
- 渡辺
教育部次長 : 報告事項5「令和元年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰者の追加決定について」ご報告いたします。
お手元の資料をご覧ください。
学芸部門に、東部小5年 植村華佳さん1名の成績について学校から報告がありましたので、被表彰者として追加決定し、表彰いたしました。
今年度の表彰者は、令和2年2月に31名を表彰しましたので、全体で32名となりました。
よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは、報告事項5についてご質問等ございますか。
よろしいでしょうか。
次に、報告事項6及び7につきましては、予算案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。
- 各委員
内田教育長 : 異議なし。
報告事項6及び7につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。

(秘密会)

- 内田教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(関係者以外入室)

- 内田教育長 : それでは、次に、報告事項8「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 渡辺
教育部次長 : 教育委員会共催、後援又は協賛を決定した行事について、ご報告いたします。
令和2年2月に決定した行事は、「共催」につきまして美術館・郷土資料館で10件、「後援」につきまして生涯学習課で1件、合計11件でございました。
よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは、報告事項8についてご質問等ございますか。
- 高貫委員 : 今新型コロナウイルスの関係で何かが出た場合は、後援や協賛が問われることはあるのでしょうか。それか、後援、協賛の立場から自粛する等そういう声かけはされたりしますか。
- 三階美術館・
郷土資料館長
久我教育部長 : 共催に関しては、市内から感染者が発生した場合は施設の貸し出しは行いません。
3月31日までは市の主催事業で多くの人数が集まるものはやりません。
明後日対策本部会議が行われ、4月1日以降の主催事業の取り扱いについて決めることとなります。
市が主催じゃなくても3月から多くの人数が集まるものについては、施設の館

長が団体に連絡を取って、多くの人数が集まる場合の対応を呼びかけています。

高貫委員 : ありがとうございます。

内田教育長 : よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項9「令和2年第5回（4月定例会）及び第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

渡辺 : 令和2年第5回及び第6回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。

教育部次長 : 第5回の4月定例会につきましては、4月22日の水曜日、15時より開催いたします。

また、第6回の5月定例会につきましては、5月20日の水曜日、15時より開催いたします。

いずれもこちらの9階会議室で行います。

よろしくお願いいたします。

内田教育長 : 会議日程については、よろしいですか。

それでは、日程については、そのようにお願いします

内田教育長 : よろしいでしょうか。

それでは、以上で第4回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月22日

教育長 内田 達也

署名委員 齋藤 晟

署名委員 高貫 裕一郎